

鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準

平成 18 年 7 月 26 日
学 長 裁 定
改正 平成 19 年 3 月 13 日
平成 26 年 2 月 27 日
平成 29 年 11 月 22 日

第 1 条 大学院体育学研究科博士後期課程（3 年制博士課程を含む。以下「博士後期課程」という。）における研究指導担当教員（以下「合適格者」という。）にあつては、原則として本学教授及び准教授のうちから、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国におけるこれと同等と認められる学位を含む。以下同じ。）を有し、授業及び研究指導を担当する上での極めて高度の知識、教育研究上の優れた識見及び能力を有すると認められる者
- (2) 博士の学位を有しないが、担当する授業及び研究指導に関する著書・論文等による研究業績が極めて顕著で、かつ、前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第 2 条 博士後期課程における授業担当教員（以下「合適格者」という。）にあつては、原則として本学の教授、准教授及び講師のうちから、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、授業及び研究指導の補助を担当する上での極めて高度の知識、教育研究上の優れた識見及び能力を有すると認められる者
- (2) 博士の学位を有しないが、担当する授業及び研究指導の補助に関する著書・論文等による研究業績が極めて顕著で、かつ、前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第 3 条 本学の教授、准教授及び講師ではない者から合適格者及び合適格者を選考する場合の審査基準は、前 2 条の規定を準用する。

附 則

この裁定は、平成 18 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（平 19．3．13）

この裁定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 26．2．27）

この裁定は、平成 26 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（平 29. 11. 22）

この裁定は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。